業務委託契約書

委託業務名	くらしき環境フェ	c スティバル2022企画運営業務委託
履行期間		令和4年 ○月○○日 令和4年 9月30日
委 託 料		¥
(うち消費税相当額)		¥
契約保証金	倉敷市財務規則第175条第3号により全額免除	

上記の委託業務について、委託者 倉敷市(以下「甲」という。)と受託者 ○○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

この契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和4年○○月○○日

(総 則)

第1条 甲及び乙は、頭書の委託契約に関し、この契約の定めるところにより、別紙仕様書に基づき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(委託料の支払い)

- 第2条 乙は、甲が第9条の規定による検査又は確認の結果適正と認めたときは、委託料を甲に 請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(イベントの中止)

- 第3条 台風, 地震などの自然災害, 又はその他やむを得ない事情がある場合は, 甲の判断によりイベントを中止するものとする。
- 2 イベントを中止する場合、発注済の業務などで、乙の支出が避けられないものについては委 託料を支払うこととし、詳細については甲乙協議して決定する。なお、その決定は、変更契約 の締結をもって行なう。

(契約保証金)

- 第4条 乙は、この契約締結と同時に頭書記載の契約保証金を甲に納付しなければならない。 ただし、甲が必要でないと認めたときは、この限りでない。
- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく 乙に返還するものとする。

(損害賠償)

- 第5条 委託業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲 の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。 (秘密の保持)
- 第6条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 この場合、乙に損害が生じても甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続できる見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 第9条の規定による検査もしくは確認の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正行為があったとき。
- (3) その他、契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、前項の契約解除により甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

(履行の遅延)

第8条 甲は、乙が正当な理由なく、委託期間内に委託業務を履行しないときは、遅延日数1日 につき契約金額の1、000分の2以内の遅延料を徴収するものとする。

(検査又は確認)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内にその業務について検査 又は確認し、必要と認めたときは手直しを命じることができる。この場合の経費は、乙の負担 とする。

(危険負担)

第10条 委託業務の実施中において乙の受けた損害については、甲はいかなる責めも負わない。 ただし、甲の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、 あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。た だし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、倉敷市個人情報保護条例(平成12年倉敷市条例第6号。以下「保護条例」という。)第2条に規定する個人情報を取得したとき又は収集しようとするときは、保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱わなくてはならない。

(情報公開)

第14条 乙は、倉敷市情報公開条例(平成10年倉敷市条例第5号)に基づき、当該業務につ

いて情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。

- 2 乙は、当該業務のため作成した文書を、本契約が終了した後5年間保管しなければならない。(疑義の取扱い)
- 第15条 この契約に定めない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定する。